

## 新型コロナウイルス感染症が疑われる方へ

次の症状がある方は(1)(2)を目安に「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

(1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

(2) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※高齢者や基礎疾患等のある方は、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が2日程度続く場合、または強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

センターで相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

### 【相談後、医療機関にかかる時のお願い】

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 公共交通機関の利用を避けて受診してください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)や手洗いの徹底をお願いします。

### 新型コロナウイルス感染症コールセンター

<b>新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル</b>  <b>045-285-0536</b> 1 平日および休日 (9:00~21:00) 2 3 4 平日(9:00~17:00)	<b>音声案内</b>	<b>1</b> 症状がある方や健康・医療に関すること
		<b>2</b> 緊急事態宣言や特別措置法に関すること (休業と外出自粛の要請に関すること)
<b>3</b> 経営相談に関すること		
<b>4</b> その他		
<b>045-285-0637</b> 2 平日(17:00~21:00) 休日(9:00~21:00)		
<b>帰国者・接触者相談窓口 感染症専用ダイヤル</b>  平日(8:30~17:15) 各保健福祉事務所 平日夜間、休日 045-285-1015		次のいずれかの症状がある方 ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならない時を含む) ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

## 3つの「密」を避けましょう!

①換気の悪い 密閉空間  
②多数が集まる 密集場所  
③間近で会話や発声をする 密接場面

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

3つの条件がそろう場所がクラスター(集団)発生のリスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には消毒などを行ってください。

首相官邸 厚生労働省 厚労省 コロナ 検索

感染症対策へのご協力をお願いします

## 手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

### 正しい手の洗い方

①流水でよく手をめくらし、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。  
②手の甲をのぼすようにこすります。  
③指先・爪の間を念入りこすります。  
④指の間を洗います。  
⑤親指と手のひらをねじり洗います。  
⑥手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で洗い、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸 厚生労働省 厚労省

## 経営安定緊急融資事業の拡充について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、経営安定緊急融資事業に新型コロナウイルスによる影響を受けた事業所への融資制度を設けましたが、このたび、次のとおり制度を拡充しましたので、お知らせします。

**内容**▶ 利子補給期間を、2年間から3年延長し、5年間とします。  
※これにより融資期間の全期間を通じて、発生した利子の全額を町が補助しますので、実質無利子の融資制度となります。

**参考**▶ 融資制度の概要  
[融資限度額] 5,000,000円  
[融資期間] 5年以内(据置6か月以内)  
[金利] 1.4%  
[信用保証料および利子補給補助]  
●信用保証料補助 町が全額補助します  
●利子補給補助  
(拡充前) 1回目から24回目(2年間)までの支払利子を町が全額補助します  
(拡充後) 1回目から60回目(5年間)の支払利子を町が全額補助します

**取扱金融機関**▶ さがみ信用金庫、横浜銀行、スルガ銀行  
照会先 観光課産業施設係 ☎85-7410

## 観光事業者等緊急支援補助金について

町では、観光事業者等緊急支援補助金を創設しましたので、お知らせします。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者・個人事業主が、感染症予防のための事業、危機的状況乗り越える事業、収束後に事業を継続するための取り組みを行う場合や、当座の資金を必要とする場合にその費用の一部を補助します。

**補助対象者**▶ 宿泊業、飲食業、小売業等観光関連の事業を町内で営み、その売上が当該事業者の売上の2分の1以上を占める中小企業、小規模事業者及び個人事業主で、売上高が対前年比20%以上減少している又は減少が見込まれる者

**補助対象事業**▶  
(1) 新型コロナウイルス感染症から、観光客と町内観光事業者の安心安全を確保するためのもの(マスクや消毒液、消毒装置の購入費用など)  
(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による経営の危機的状況乗り越えるために行うもの(宅配等新たな事業形態への取り組み、チラシ作成費用など)  
(3) 新型コロナウイルス感染症が収束した後を見据えて事業を継続するために実施するもの(従業員研修、メニューの多言語化、新商品開発費用など)  
(4) 家賃等、直ちに支払う必要のある確定債務に充てるもの(家賃、機器リース代、買掛金、借入金償還金など)

**補助金額**▶ 所要経費の4分の3 補助上限額30万円  
**想定補助件数**▶ 1,000件(1事業者1回限り)  
**対象事業期間**▶ 4月1日~5月31日 **受付期間**▶ 4月22日~5月25日  
**受付場所**▶ 原則、郵送で受け付けます  
**申請書類配布**▶ 原則、箱根町ウェブサイトからのダウンロード  
照会先 観光課産業施設係 ☎85-7410